⑶　実施する期間
イ　平成30年１月10日から平成30年３月31日まで（ただし、会社が別に定める日を除く。）。
ロ　平成30年１月10日から平成31年３月31日まで（ただし、会社が別に定める日を除く。）。
⑷　適用区間
①　発着エリア
イ　首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・北杜周遊①、中信・山梨周遊①
中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから府中スマートインターチェンジまでの区間。
ロ　首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・北杜周遊②、中信・山梨周遊②
中央自動車道富士吉田線の国立府中インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの区間及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の八王子西インターチェンジから相模原インターチェンジまでの区間。
ハ　首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・北杜周遊③、中信・山梨周遊③
第一東海自動車道の横浜町田インターチェンジから伊勢原ジャンクション（供用開始されていない場合は、厚木インターチェンジまでとする）までの区間、第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名南ジャンクションから厚木南インターチェンジ（供用開始されていない場合は、海老名南ジャンクションまでとする。以下同じ。）までの区間並びに厚木南インターチェンジから伊勢原北インターチェンジ（供用開始されていない場合は、厚木南インターチェンジまでとする）までの区間及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の相模原愛川インターチェンジから海老名南ジャンクションまでの区間並びに寒川南インターチェンジから海老名南ジャンクションまでの区間。
②　周遊エリア
イ　首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・北杜周遊①②③
中央自動車道西宮線の勝沼インターチェンジから諏訪南インターチェンジまでの区間及び中部横断自動車道の双葉ジャンクションから六郷インターチェンジまでの区間。
ロ　首都圏発着（観光施設提携型）中信・山梨周遊①②③
中央自動車道西宮線の勝沼インターチェンジから小黒川スマートインターチェンジまでの区間、中部横断自動車道の双葉ジャンクションから六郷インターチェンジまでの区間及び中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまでの区間。
⑸　割引相互間の適用関係
本割引を受ける自動車にその他割引は重複して適用しないものとする。
３．企画割引「2018岐阜ドライブプラン」
⑴　割引をする自動車
①　岐阜県域周遊（観光施設提携型）
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②イに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。なお、予め中日本高速道路株式会社（以下「会社」とする。）と割引の適用に関する契約を締結した利用者が、当該契約に従って利用する場合に限る。以下同じ。）
②　彦根発着　岐阜県域周遊（観光施設提携型）
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。
③　名古屋発着　岐阜県域周遊（観光施設提携型）
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。
④　岐阜県域・南信周遊（観光施設提携型）
⑶イに定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。
⑵　割引を適用した後の料金の額
割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普通車
岐阜県域周遊（観光施設提携型）	3,800円	4,800円
彦根発着　岐阜県域周遊（観光施設提携型）	4,900円	6,100円
名古屋発着　岐阜県域周遊（観光施設提携型）	4,300円	5,400円
岐阜県域・南信周遊（観光施設提携型）	4,900円	6,100円

⑶　実施する期間
イ　平成30年４月18日から平成30年11月30日まで（ただし、会社が別に定める日を除く。）。
⑷　適用区間
①　発着エリア
イ　彦根発着　岐阜県域周遊（観光施設提携型）
中央自動車道西宮線の安八スマートインターチェンジ（供用開始されていない場合は、大垣インターチェンジまでとする）から湖東三山スマートインターチェンジまでの区間、北陸自動車道の米原ジャンクションから長浜インターチェンジまでの区間及び一般国道475号（東海環状自動車道）の大垣西インターチェンジから養老インターチェンジまでの区間。
ロ　名古屋発着　岐阜県域周遊（観光施設提携型）
第一東海自動車道の名古屋インターチェンジから小牧ジャンクションまでの区間、中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから小牧ジャンクションまでの区間及び一般国道475号（東海環状自動車道）の可児御嵩インターチェンジから土岐南多治見インターチェンジまでの区間。
②　周遊エリア
イ　岐阜県域周遊（観光施設提携型）
中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから岐阜羽島インターチェンジまでの区間、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから白川郷インターチェンジまでの区間及び一般国道475号（東海環状自動車道）の美濃加茂インターチェンジから関広見インターチェンジまでの区間。
ロ　岐阜県域・南信周遊（観光施設提携型）
第一東海自動車道の岡崎インターチェンジから小牧インターチェンジまでの区間、第二東海自動車道横浜名古屋線の岡崎東インターチェンジから豊田南インターチェンジまでの区間、中央自動車道西宮線の諏訪南インターチェンジから小牧ジャンクションまでの区間並びに小牧インターチェンジから岐阜羽島インターチェンジまでの区間、中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまでの区間、一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田東ジャンクションから関広見インターチェンジまでの区間、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから飛騨清見インターチェンジまでの区間及び一般国道158号（安房峠道路）の平湯本線料金所。
⑸　割引相互間の適用関係
本割引を受ける自動車にその他割引は重複して適用しないものとする。